

商工会だより

はまなか

第311号
令和2年 1月 1日
発行/浜中町商工会
責任者/事務局長 越田正昭
TEL 62-2144
FAX 62-2494

商工会ホームページ <http://shoko.hamanaka-net.jp/>
 商工会 Facebook <https://www.facebook.com/HamanakaShoko>
 商工会 Twitter https://twitter.com/Hamanaka_Shoko
 ■商工会員数189名（個人83名・法人80名・定款16名・賛助10名）

令和元年12月25日現在

年頭のごあいさつ

浜中町商工会 会長 赤石 眞

新年あけましておめでとうございます。令和2年の新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。
 昨年は、5月に新天皇が即位され、国民の多くが平成から令和への新時代の幕開けに歓喜と大きな期待を寄せたところです。

近年、気候変動により日本国内では台風などの自然災害が数多く発生し、どこの地域でも被災を受ける環境下にあることを認識し、商工事業者においても経営への影響とならないよう十分な備えが重要となって来ております。

さて、地方の経済は10月の消費税率の引き上げにより消費の冷え込みが小規模商工事業者に大きな影響をもたらし、厳しい経営状況が続いております。

これらの打開策として、商工会では北海道中小企業家同友会と連携し、地域経済に活力を生み出す「中小企業振興基本条例」の制定に向けた要請を行って参ります。

特に、本町の経済を牽引する商工業者が希望を持ち、経営への意欲と強化に繋がる未来志向の商業振興をお願いするところです。そのためにも、根幹となる商工業者の奮起・行動が重要となるところで、疲弊している町の再生には行政・産業団体との連携が必要となります。

本年は、防災拠点として新庁舎の建設が完成し、来年は1月より行政が本格化することから、話題性も生れ多くの方が訪れることが予想され、地域外からの消費効果も高まっている状況の下、商工会として本町の観光資源を活用した商業振興事業を町に提言して参りたいと思います。

本年度も、会員の皆様に寄り添った経営改善指導の強化、地域経済活性化の推進と活力ある地域づくりに向け事業を展開し、地域に期待に応えられる組織として存在感を発揮して参りますので、関係機関はもとより役員、青年部、女性部並びに会員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げますと共に、会員皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



(順不同)

監	事	理	副	副	会	令	迎
事	事	事	会	会	長	和	
敏	文	文	長	長	長	二	
文	文	文	大	松	赤	元	春
文	文	文	野	村	石	旦	
文	文	文	裕	嗣	眞		

令和2年度記帳継続指導の申し込みを受けています。

商工会では、毎年、記帳・経理の継続指導を希望する事業者に対し、年間を通じて指導を行っております。ご希望の方は商工会までご連絡願います。新規の方や記帳判定で今後も継続指導を要請された方など、商工会へご連絡下さい！

◆コンピュータによる記帳機械化システム <ネットd e 記帳>◆

記帳機械化による経理を希望の方もご連絡下さい。

希望者は、商工会（電話 62-2144）までご連絡下さい。

浜中町プレミアム商品券「使用期限」と「換金期限」のお知らせ (モンキー・パンチのイラスト)

浜中町プレミアム商品券の「使用期限」と「換金期限」は下記の通りとなっております。（「使用期限」は券面にも記載されています）

使用期限：令和元年12月31日（火）まで

換金期限：令和2年 1月31日（金）まで

※「換金期限」を過ぎますと換金の対応ができませんのでご注意ください。

※ 浜中町プレミアム付商品券（国のプレミアム商品券事業、エトピリカのイラスト）とは期限が異なりますのでご注意ください。

浜中町プレミアム付商品券「使用期限」と「換金期限」のお知らせ (エトピリカのイラスト)

浜中町プレミアム付商品券の「使用期限」と「換金期限」は下記の通りとなっております。（「使用期限」は券面にも記載されています）

使用期限：令和2年 2月16日（日）まで

換金期限：令和2年 2月28日（金）まで

※「換金期限」を過ぎますと換金の対応ができませんのでご注意ください。

※ 浜中町プレミアム商品券（浜中町商工会のプレミアム商品券事業、モンキー・パンチのイラスト）とは期限が異なりますのでご注意ください。

令和2年度「商工会員等巡回健康診断」について

例年実施している「商工会員等巡回健康診断」について、別紙にてお知らせがございました。

特に、巡回健康診断を受診されている事業者におかれましては、必ずご確認いただくよう、よろしくお願ひします。

キャッシュレス端末・システム導入について

現在、経済産業省からの「キャッシュレス・消費者還元事業」を活用し、各事業所においてのキャッシュレス決済端末の導入を進めているところです。

商工会では、キャッシュレス決済サービスとしてリクルート社のAirPAYを推奨しております。さらにAirPAYを用いたQRコード決済サービスとして、PayPayの導入も推奨しております。

AirPAYに関しては、商工会事務所にデモ機（iPad・カードリーダー）を用意しております。

すでに一部の事業所におかれましては、AirPAYやPayPayの導入が完了している、または申し込みされている状況です。

今後、町内でのキャッシュレス化の推進のため、職員が各事業所を訪問し、キャッシュレスシステムについてご説明させていただきます。

日時等につきましては、担当者からご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

（担当：守岡、久保）



就業規則について

常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならないとされています。就業規則を変更する場合も同様に、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならないとされています。

働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行されるのに合わせ、平成31年3月に、厚生労働省ホームページ記載の「モデル就業規則」が改定されました。

各事業所におかれましては、今一度、就業規則を見直してみてもいかがでしょうか？

モデル就業規則に関しては、下記ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ

（ホーム→政策について→分野別の政策一覧→雇用・労働→労働基準→事業主の方へ→モデル就業規則について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

「同一労働・同一賃金」について

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

令和2年4月1日に、改正されたパートタイム・有期雇用労働法が施行され、**正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます！**（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、令和3年4月1日）

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

商工会年末・年始の業務案内

年内は12月30日（月）までとなります。

年明けは1月6日（月）より通常業務となります。

商工会「変更・脱退」のお知らせ

令和元年12月分受付迄（敬称略）

【変更】よろしくお願ひします。

1. 藤原建設 [新川]
代 表 藤原 馨 → 藤原 トミ
2. 浜中葬祭 [釧路町→釧路市]
代 表 鈴木 秀昭
3. 北海屋はらだ [霧多布]
代 表 原田 秀一 → 原田 蘭子

【脱退】長い間ありがとうございました。

1. 合同会社東円ファームサポート [円朱別]
代 表 三上 祐介
2. 佐々木商店 [浜中]
代 表 佐々木 幸
3. カット&パーマ ジュアン [霧多布]
代 表 杉沢 春江
4. ヘアードレッサー グリー [新川]
代 表 川口 早苗



事 務 局 長	越田 正昭
経 営 指 導 員	久保 佳介
補 助 員	斎藤 惇
記帳専任職員	守岡 ダニエル武雄
記帳指導職員	坂本 美帆 (※現在育休中)
臨 時 職 員	山岡 純子
臨 時 職 員	安藤 かな